関係法令等

救急病院等を定める省令（抜粋）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であって、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出のあったもののうち、都道府県知事が、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画の内容（以下「医療計画の内容」という。）、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもの（以下「救急病院」又は「救急診療所」という。）とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると診断された傷病者及び直ちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。

　一　救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。

　二　エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

　三　救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。

　四　救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

２ 前項の認定は、当該認定の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

（告示）

第二条 都道府県知事は、前条第一項の申出のあつた病院又は診療所であって、同項各号に該当し、かつ、医療計画の内容、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したものについて、救急病院又は救急診療所である旨、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限を告示するものとする。

救急病院等を定める省令の一部を改正する省令の施行について（抜粋）

【昭和６２年１月１４日 健政発１１】

（省令第一条第一号から第四号は、現行の省令第一条第一項第一号から第四号）

１　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号、以下「省令」という。）第一条の申出は、救急業務に協力する旨及び同条各号に該当することを明らかにした書面に当該病院又は診療所に関する必要な事項を記載した書類を添付して行うものとするが、当該申出は、当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長を経由して行うこと。

保険所長は、申出があった場合、消防機関、医師会等の意見を聴いて、都道府県知事に進達すること。

２　省令第一条の各号に該当することを認めるための審査に当たっては、次の事項に留意すること。

（1）　省令第一条第一号は、救急医療を要する傷病者に対して迅速に適切な医療を行いうるよう、救急病院及び救急診療所における医師に関して規定したものであること。救急医療について相当の知識及び経験を有する医師とは、救急蘇生法、呼吸循環管理、意識障害の鑑別、緊急手術要否の判断、緊急検査データの評価、救急医薬品の使用等についての相当の知識及び経験を有する医師をいうものであること。また、常時診療に従事するとは、医師が病院又は診療所において常時待機の状態にあることを原則とするが、搬入された傷病者の診療を速やかに行いうるよう、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることもこれに含まれるものであること。

（2）　第一条第二号は、救急患者の多様な傷病に即応して、適切な診療が行われるよう救急病院及び救急診療所の施設設備について規定したものであること。エックス線装置とは、透視及び直接撮影の用に供しうる装置とし、輸血及び輸液のための設備とは、輸血のための血液検査に必要な機械器具を含むものとすること。その他前号の医療を行うために必要な施設及び設備とは、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器等であること。なお、外科等を標榜する病院については、医療法上手術室が必要であること。

（3）　省令第一条第三号は、救急隊によって搬送される傷病者を迅速かつ円滑に救急病院又は救急診療所に搬入しうるよう、その所在地の状況、建物の構造等について定めたものであること。傷病者の搬送に容易な場所に所在するとは、救急車が通行可能な道路に面している等救急車による搬送が容易な場所に所在することであり、また、傷病者の搬入に適した構造設備とは、病院又は診療所内において傷病者を担架等により容易に運ぶことのできる構造設備を意味するものであること。

（4）　省令第一条第四号は、救急隊によって搬入された傷病者等が優先的に収容されうるよう、救急病院又は救急診療所の収容能力について規定したものであること。専用病床とはいわゆる救急病室の病床等、専ら救急患者のために使用される病床であり、優先的に使用される病床を有するとは、専用病床は有していないが、救急患者のために一定数の病床が確保されている状態を意味するものであること。この規定は、通常、救急隊により搬入された傷病者を実際に収容しうることを期待する趣旨であるから、たまたま直ちに収容して診療する必要がある他の患者がいるため、救急隊の搬入した傷病者を収容しえない場合があっても、同号の規定に該当するものと考えられること。なお、このような場合においては、あらかじめ、救急医療情報センター又は消防機関に傷病者を収容し得ない状態にある旨を連絡するよう指導すること。

３　省令第一条本文の都道府県知事が勘案する事項は次の内容であり、これらの事項を勘案し認定すること。

（1）　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第1 項に規定する医療計画の内容とは、休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項について、医療計画に記載されたものであること。また、この事項として、救急隊による傷病者の搬送先とする医療機関名が記載されている場合は、記載があった病院又は診療所を認定すること。

（2）　当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等とは、当該地域の救急隊による搬送件数、夜間・休日における診療件数の実績、当該地域の救急病院・救急診療所の状況等のことであること。

埼玉県救急医療機関審査会内規

（趣旨）

第１条　この内規は、救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号。以下「省令」という。）第１条の規定に基づく救急病院等として救急業務に関し協力する旨のあった病院等（以下「申出病院等」という。）の救急病院等としての適格性を審査するため、審査基準について必要な事項を定めるものとする。

（審査基準）

第２条　救急病院等の適格性を認定するにあたっては、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

（１）　申出病院等の所在する地域の救急業務実施状況、人口構成等社会的条件及び当該地域を所管する保健所、消防機関及び郡市医師会の長の意見を勘案し、当該病院等が救急を行う必要があると認められるものであること。

（２）　救急業務に協力する旨の申出をしようとする時点で既に開設されており、省令第１条の各号に掲げる要件を充足していること。

（３）　申出病院等において救急処置の後、転送せざるを得ない救急患者を積極的に受け入れる協力医療機関は、原則として病院であること。

（４）　救急医療を行うに適当と認められる救急医療従事者の勤務体制、消防機関、協力医療機関等との連絡体制が確保されていること。

（５）　救急病院等は原則として、３６５日・２４時間体制で救急患者の受入れができること。ただし、次のイからニの全てを満たす場合においては、この限りでない。

　　　イ　１日単位で特定の曜日等の２４時間体制で救急患者の受入れができること。

　　　ロ　救急患者受入協力日において、救急担当医師が常時確保されていること。

　　　ハ　救急患者受入実績において、次の①又は②を満たすこと。

　　　　①　消防機関からの休日・時間外の救急搬送受入件数が直近３ヵ月で８件以上。

　　　　②　消防機関からの全時間帯の救急搬送受入件数が直近３ヵ月で１５件以上。

　　　ニ　救急病院等に認定後において、かかりつけ患者以外の救急患者の受入れができること。

（６）　省令第１条第１項第２号に定めるその他救急医療を行うために必要な施設及び設備として、少なくとも次の施設又は設備を有すること。

　　　イ　除細動器

　　　ロ　酸素吸入装置

　　　ハ　人工呼吸器

（７）　省令第１条第１項第４号に定める専用病床は、病院については２床以上、診療所については１床以上有すること。

（８）　救急病院等に認定後において、救急業務に協力するために、救急医療情報システムの情報入力に協力すること。

（９）　前８号のほか、埼玉県地域保健医療計画推進協議会救急医療部会から救急病院等の適格性を認定するにあたって斟酌すべきものとして具申のあった事項で、埼玉県救急医療機関審査会が必要と認めた要件を充足していること。

（審査基準の運用）

第３条　前条に規定する審査基準の運用にあたっては、昭和６２年１月１４日付け健政発第１１号厚生省健康政策局長通知中の２及び３に定めるところにより行うものとする。